

○四万十市建設工事に係る設計違算及び積算疑義申立て手続きに関する要綱

令和2年12月23日

告示第142号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市が発注する建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）における透明性及び公正性を確保するため、設計違算が生じた場合の取扱い並びに入札の執行に際し、予定価格の積算に関する疑義が生じたときに、入札参加者がその内容の確認を申し立てる場合（以下「積算疑義申立て」という。）の手続き及び当該申立ての取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 金入り設計書 予定価格（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項に規定する予定価格のことをいい、消費税及び地方消費税を含んだものとする。）を定めるために作成した設計書で、数量及び金額が記載されたものをいう。
- (2) 設計図書 入札公告及び指名通知の日から入札日までに公表した積算に必要な図書をいう。
- (3) 設計違算 設計図書における単価、数量又は費用の計上誤り等により、予定価格に変更が生じること（設計図書における積算数量等の不整合は除く。）をいう。
- (4) 積算疑義 金入り設計書を確認しなければ判明しない予定価格の積算上の疑義をいう。
- (5) 落札候補者 低入札調査対象工事にあつては、予定価格以下で失格基準価格以上の最低価格入札者を、最低制限価格設定工事にあつては、予定価格以下で最低制限価格以上の者のうち、最低の価格で入札した者をいう。

(設計違算の取扱い)

第3条 入札の公告をした後、開札前に設計違算が判明したときは、質疑回答期限までに設計金額並びに予定価格及び最低制限価格を修正し、変更内容を入札参加者に周知することにより入札を続行することができる。ただし、設計内容の変更が施工条件及び入札の公平性を害さない程度に軽微であると認められる場合に限るものとし、この条件を満たさない場合は入札を中止するものとする。

(積算疑義申立ての対象)

第4条 この告示を適用し、積算疑義申立ての手続きを行う入札は、建設工事における入札とし、落札候補者が決定しなかった場合の入札を除くものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(申立て期間の算定)

第5条 この告示に基づく積算疑義申立ての手続きに係る期間の算定については、四万十市の休日定める条例（平成17年四万十市条例第2号）第1条第1項に掲げる日は、参入しない。

（金入り設計書の公開等）

第6条 建設工事担当課の長（以下「担当課長」という。）は、落札候補者が決定した入札において、該当する入札の終了後、四万十市情報公開条例（平成17年四万十市条例第13号）に基づく請求があった場合は、速やかに金入り設計書を公開するものとする。

（積算疑義申立ての期間）

第7条 入札参加者は、前条により公開した金入り設計書について積算疑義がある場合には、落札者の決定を保留した日（以下「入札日」という。）の翌日から起算して3日後の午後4時まで、積算疑義申立てを行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、期間を短縮又は延長することができる。

（積算疑義申立ての方法）

第8条 前条の規定による積算疑義申立ては、積算疑義申立書（様式第1号。以下「申立書」という。）を財政課長へ直接持参し、提出するものとする。

（確認の実施）

第9条 財政課長は、申立書の提出があったときは、速やかに担当課長に回付するものとする。

2 担当課長は、前項の回付があったときは、速やかに積算疑義内容及び金入り設計書の内容を確認しなければならない。

（積算疑義申立てとして取り扱わないもの）

第10条 前条の規定にかかわらず、積算疑義申立ての内容が次の各号のいずれかに該当するときは、当該金入り設計書の内容の確認を行わないものとする。

- （1） 入札参加者以外の者から提出されたもの
- （2） 第8条に規定する方法以外の方法で提出されたもの
- （3） 積算疑義申立ての対象となる工事が特定できないもの
- （4） 積算疑義が具体的でないもの、その他積算疑義が特定できないもの
- （5） 公表された設計図書等で確認できるもの
- （6） 申立ての期間終了後に提出されたもの
- （7） 積算疑義の内容が、単価が合わない又は複数想定できる等積算上の不確定な要素で、入札公告における質疑回答受付期間中に質疑を行い確認すべきもの
- （8） その他当該入札に直接関係のないもの

（確認結果等の報告及び結果の通知）

第11条 担当課長は、積算内容の誤りの有無に関わらず第9条に定める積算内容の確認の終了後、

積算疑義申立事項確認報告書（様式第2号）を作成し、申立ての期間終了日の翌日から起算して2日後の午後5時までに財政課長に報告しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりその期日までに確認を完了することが困難である場合には、その理由及び確認完了予定日時を財政課長に報告しなければならない。

- 2 財政課長は、前項の規定による報告を受けたときは、申立ての期間終了日の翌日から起算して3日以内に積算疑義申立事項確認の結果（様式第3号）によりその内容を入札参加者に通知するものとする。

（疑義申立事項確認に伴う入札及び契約の取扱い）

第12条 積算疑義申立てがなかったとき、第10条の規定により積算疑義申立てとして取り扱わなかったとき又は積算内容に誤りがなかったときは、入札結果を有効とし、落札者を決定し、契約事務を続行する。

- 2 積算内容に誤りがあったときは、設計金額並びに予定価格及び最低制限価格を修正し、落札候補者の見直しを行い、落札者を決定し、契約事務を続行する。
- 3 前項の規定にかかわらず、入札事務又は積算内容に誤りがあり、入札の適正な執行及び当該工事の施工に当たり著しい支障が生じると認められるときは、当該入札を無効とする。

（委任）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年1月4日から施行し、同日以後に公告及び指名通知する工事から適用する。

様式第 1 号（第 8 条関係）

年 月 日

四万十市長 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

㊟

担当者 氏名
連絡先

（常に連絡がとれる連絡先を記入してください。）

積 算 疑 義 申 立 書

次の工事の入札に係る積算に疑義があるので、積算内容の確認を求めます。

- 1 入 札 日
- 2 工事番号
- 3 工 事 名
- 4 疑義内容

- ※ 金額入り工事積算内訳書を確認しないと判明しない事項に限ります。
- ※ 積算疑義申立て期間は、入札日の翌日から起算して3日後（休日を除く。）の午後4時までとし、これを過ぎた積算疑義申立ては受け付けません。
- ※ 積算疑義内容は、具体的に記載し、必要に応じて根拠資料を添付してください。
- ※ 単価が複数想定できる等積算上の不確定な要素で、入札前に質問を行うことにより確認できるものは、積算疑義の申立てとして取り扱いません。
- ※ 積算疑義申立て書の内容（申立者、積算疑義内容）および、それに対する確認結果は入札参加者に通知します。

様式第2号（第11条関係）

積算疑義申立事項確認報告書

入札日	年 月 日
工事番号	
工事名	
工事担当課	
疑義申立者	

申立内容 (要約)	
確認結果 又は確認を行わな かった理由	
入札の執行に 関する検証結果	

上記のとおり報告する。

年 月 日

財政課長 様

担当課長

㊞

様式第3号（第11条関係）

積算疑義申立事項確認の結果

年 月 日

入札日	年 月 日
工事番号	
工事名	
工事担当課	

申立内容 (要約)	
--------------	--

確認結果	
------	--

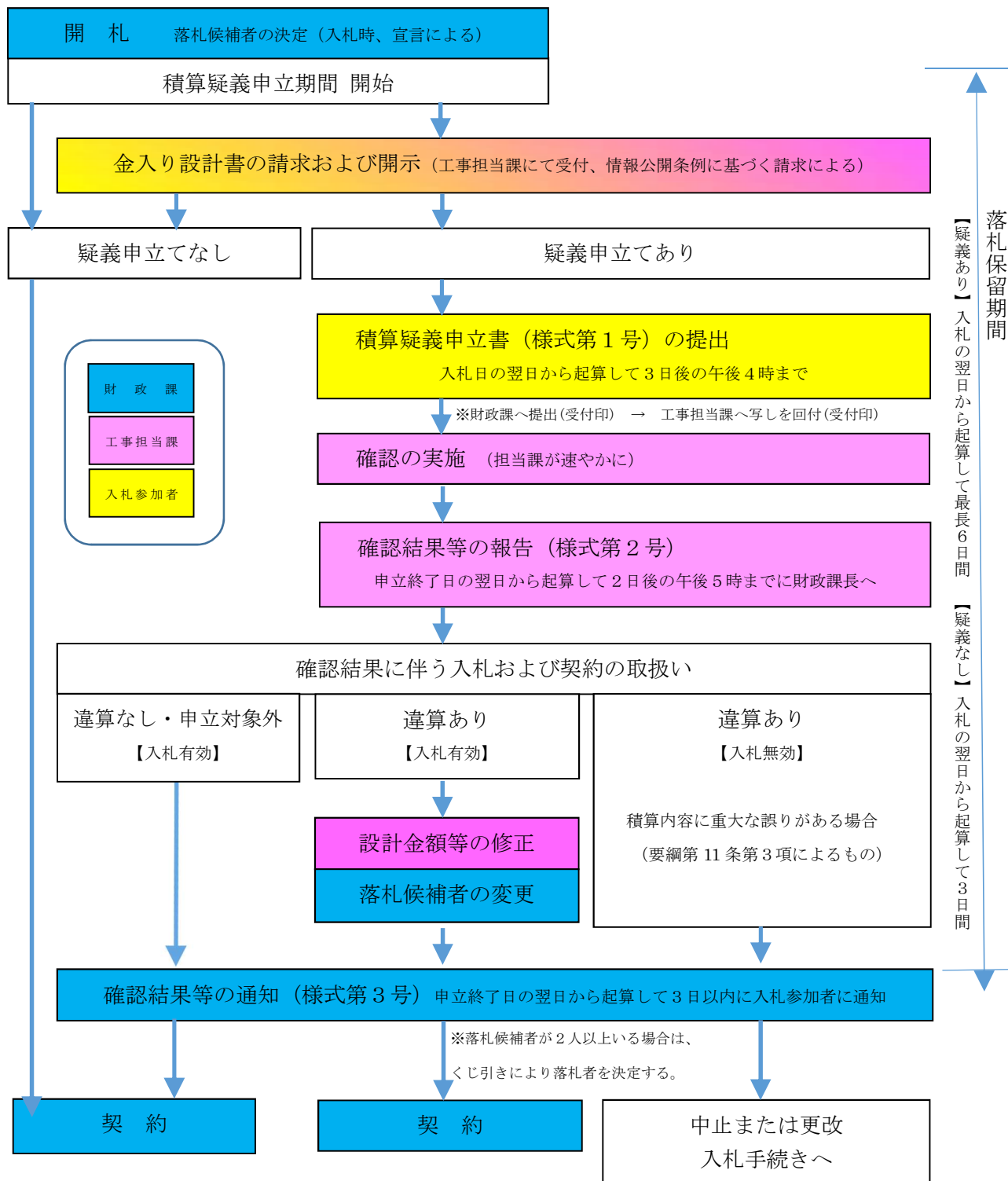
入札の執行に 関する事項	
-----------------	--

様式第 1 号（第 8 条関係）

様式第 2 号（第 11 条関係）

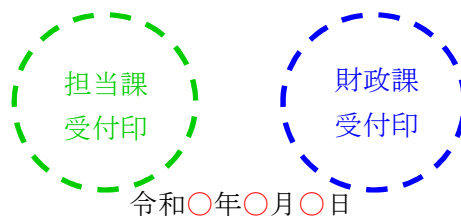
様式第 3 号（第 11 条関係）

積算疑義申立て手続きの流れ



記載例－1

様式第1号（第7条関係）



四万十市長 様

住 所 四万十市〇〇通〇-〇-〇
四万十建設(株)
代表取締役 四万十 一郎

四万十
建設(株)
之印

担当者 氏名 中村 二郎
連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

(常時連絡がとれる連絡先を記入してください。)

積算疑義申立書

次の工事の入札に係る積算に疑義があるので、積算内容の確認を求めます。

1. 開 札 日 令和〇年〇月〇日
2. 工事番号 令和〇年度 〇〇 第〇号
3. 工 事 名 □□□□工事
4. 疑義内容

※具体的な疑義内容を記載
設計書 26 号表「レチング」柵穴 600x600 用細目 T6 蓋版(各種)単価が高額であるため、設計違算と思われる。

※ 金額入り工事積算内訳書を確認しないと判明しない事項に限ります。

※ 積算疑義申立て期間は、入札日の翌日から起算して3日後の午後4時までとし、これを過ぎた疑義申立ては受け付けません。

※ 疑義内容は、具体的に記載し、必要に応じて根拠資料を添付してください。

※ 単価が複数想定できる等積算上の不確定な要素で、入札前に質問を行うことにより確認できるものは、積算疑義の申立てとして取り扱いません。

※ 積算疑義申立て書の内容（疑義申立て者、疑義内容）及びそれに対する確認結果は、市のホームページで公表します。

疑義申立事項確認報告書

入 札 日	令和〇年〇月〇日
工 事 番 号	令和〇年度 〇〇 第〇号
工 事 名	□□□□工事
工 事 担 当 課	〇〇〇課
疑 義 申 立 者	四万十建設(株) 代表取締役 四万十 一郎

申立内容（要約）	積算疑義申立書記載の疑義内容について、要約を記載。 例）単価表第〇〇号表のグレーチング単価の積算について グレーチング 600x600 用細目 T6 蓋版単価が高額であるため、設計違算と思われる。
確認結果または 確認を行わなかった理由	※要綱第9条（疑義申立てとして取り扱わないもの）に照らし、確認した結果のみ記載 例）疑義内容を確認した結果、積算に違算が判明しました。 単価表第〇〇号表のグレーチング(600x600mm)単価と単価表第□□号表グレーチング(800x900mm)単価を取り違えて積算していました。 □□号表グレーチング単価についても〇〇号表のグレーチング単価との取り違えが判明しました。 当初設計の〇〇号表グレーチング単価を□□号表に反映させ、設計価格の再計算を行います。 修正した結果、設計金額(税抜)が、●,●●●円が△,△△△円となり□□□円の減額となります。
入札の執行に関する検証結果	積算内容に違算が認められるが、入札の適正・公平な執行および当該工事の施工に当たり軽微であると認められる。

上記のとおり報告する。

令和〇〇年〇月〇日

財政課長 様

●●課長

〇〇 〇〇

印

疑義申立事項確認の結果

令和〇年〇月〇日

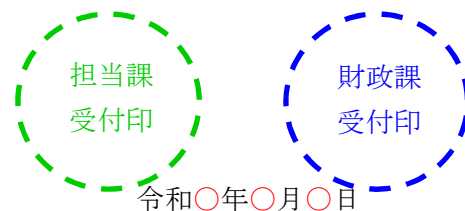
入札日	令和〇年〇月〇日
工事番号	令和〇年度 〇〇 第〇号
工事名	□□□□工事
工事担当課	〇〇〇課

申立内容（要約）	例）単価表第〇〇号表のグレーチング単価の積算について グレーチング 600x600 用細目 T6 蓋版単価が高額である。
確認結果	疑義内容を確認した結果、積算に違算が判明しました。 単価表第〇〇号表のグレーチング(600x600mm)単価と単価表第□□号表グレーチング(800x900mm)単価を取り違えて積算していました。 当初設計の〇〇号表グレーチング単価表を□□号表に反映させ、設計価格の再計算を行います。

入札の執行に関する事項	入札は 有効 とします。 予定価格を設計違算修正後の金額に改め、落札候補者を変更し、落札者を決定します。
-------------	---

記載例－ 2

様式第 1 号（第 7 条関係）



四万十市長 様

住 所 四万十市〇〇通〇-〇-〇
四万十建設(株)
代表取締役 四万十 一郎

四万十
建設(株)
之印

担当者 氏名 中村 二郎
連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

(常時連絡がとれる連絡先を記入してください。)

積算疑義申立書

次の工事の入札に係る積算に疑義があるので、積算内容の確認を求めます。

1. 開 札 日 令和〇年〇月〇日
2. 工事番号 令和〇年度 〇〇 第〇号
3. 工 事 名 □□□□工事

4. 疑義内容
①付帯工(補助)の舗装版撤去一般運搬処理について、夜間(深夜)にて設計されています。その表示は開示によって確認できたのですが、常識的に選択ミスと考えます。入札前の質疑では応札者の誰もが気が付かなかった事項です。仮に意図して選択されたにしても、労務補正表の添付はなく、準夜か深夜の選択は出来ません。
②質疑に対する回答が不十分な場合があります。回答に対する再質疑が可能なように、回答は速やかに、かつ質疑期限の延長を要望いたします。あまりにも期間が短いと感じます。

※ 金額入り工事積算内訳書を確認しないと判明しない事項に限ります。

※ 積算疑義申立て期間は、入札日の翌日から起算して3日後の午後4時までとし、これを過ぎた疑義申立ては受け付けません。

※ 疑義内容は、具体的に記載し、必要に応じて根拠資料を添付してください。

※ 単価が複数想定できる等積算上の不確定な要素で、入札前に質問を行うことにより確認できるものは、積算疑義の申立てとして取り扱いません。

※ 積算疑義申立て書の内容（疑義申立て者、疑義内容）及びそれに対する確認結果は、市のホームページで公表します。

疑義申立事項確認報告書

入 札 日	令和○年○月○日
工 事 番 号	令和○年度 ○○ 第○号
工 事 名	□□□□工事
工 事 担 当 課	○○○課
疑 義 申 立 者	四万十建設(株) 代表取締役 四万十 一郎

申立内容（要約）	積算疑義申立書記載の疑義内容について、要約を記載。 例）①付帯工(補助)の舗装版撤去一殻運搬処理について、夜間(深夜)にて設計されています。 その表示は開示によって確認できたのですが、選択ミスと考えます。労務補正表の添付はなく、準夜か深夜の選択は出来ません。 ②質疑に対する回答が不十分な場合があります。回答に対する再質疑が可能なように、回答は速やかに、かつ質疑期限の延長を要望いたします。
確認結果または 確認を行わなかった理由	※要綱第9条（疑義申立てとして取り扱わないもの）に照らし、確認した結果のみ記載 例）① 殻運搬処理において代価表内に「夜間」との条件が記載しております。又、標準的な施工内容と設計書で指示した内容との乖離等は「入札公告における質問受付期間中に質問を行い、確認すべきもの」であることから疑義に該当しません。（要綱第9条(7)に該当） ②当該要望事項は疑義に該当しません。（要綱第9条(8)に該当）
入札の執行に 関する検証結果	①、②の申立については、積算疑義申立の対象外であることから、申立てに基づく設計の修正は行いません。

上記のとおり報告する。

令和○○年○月○日

財政課長 様

●●課長

○○ ○○ 印

疑義申立事項確認の結果

令和○年○月○日

入札日	令和○年○月○日
工事番号	令和○年度 ○○ 第○号
工事名	□□□□工事
工事担当課	○○○課

申立内容（要約）	例）①付帯工(補助)の舗装版撤去一般運搬処理について、夜間(深夜)にて設計されています。 その表示は開示によって確認できたのですが、選択ミスと考えます。労務補正表の添付はなく、準夜か深夜の選択は出来ません。 ②質疑に対する回答が不十分な場合がある。また、回答に対する再質疑が可能なように、回答は速やかに、かつ質疑期限の延長を要望する。
確認結果	例）① 般運搬処理において代価表内に「夜間」との条件が記載している。また、設計書で指示した内容との乖離等は「入札公告における質問受付期間中に質問を行い、確認すべきもの」であることから疑義に該当しません。(要綱第9条(7)に該当) ②当該要望事項は疑義に該当しません。(要綱第9条(8)に該当)

入札の執行に関する事項	入札は 有効 とします。 積算疑義申立の対象外であることから、申立てに基づく設計の修正は行いません。
-------------	---

記載例－４

様式第１号（第７条関係）



令和○年○月○日

四万十市長 様

住 所 四万十市○○通○-○-○
四万十建設(株)
代表取締役 四万十 一郎

四万十
建設(株)
之印

担当者 氏名 中村 二郎
連絡先 ○○○○-○○-○○○○

(常時連絡がとれる連絡先を記入してください。)

積算疑義申立書

次の工事の入札に係る積算に疑義があるので、積算内容の確認を求めます。

1. 開 札 日 令和○年○月○日
2. 工事番号 令和○年度 ○○ 第○号
3. 工 事 名 □□□□工事
4. 疑義内容

具体的な疑義内容を記載
※要綱第９条（疑義申立てとして取り扱わないもの）を参照
例）設計書 P10 舗装版切断に係る濁水処分費を処分費控除の対象外としている
ことは設計の誤りではないか？

※ 金額入り工事積算内訳書を確認しないと判明しない事項に限ります。

※ 積算疑義申立て期間は、入札日の翌日から起算して３日後の午後４時までとし、これを過ぎた疑義申立ては受け付けません。

※ 疑義内容は、具体的に記載し、必要に応じて根拠資料を添付してください。

※ 単価が複数想定できる等積算上の不確定な要素で、入札前に質問を行うことにより確認できるものは、積算疑義の申立てとして取り扱いません。

※ 積算疑義申立て書の内容（疑義申立て者、疑義内容）及びそれに対する確認結果は、市のホームページで公表します。

疑義申立事項確認報告書

入札日	令和〇年〇月〇日
工事番号	令和〇年度 〇〇 第〇号
工事名	□□□□工事
工事担当課	〇〇〇課
疑義申立者	四万十建設㈱ 代表取締役 四万十 一郎

申立内容（要約）	積算疑義申立書記載の疑義内容について、要約を記載。 例）舗装版切断に係る濁水処分費を処分費控除の対象外としていることについて
確認結果または確認を行わなかった理由	※要綱第9条（疑義申立てとして取り扱わないもの）に照らし、確認した結果のみ記載 例）共通仮設費、現場管理費の算定に、濁水処分費を処分費控除に含めず、積算を行っていたため、共通仮設費、現場管理費を過大に計上していました。設計書で示した内容との乖離等は「入札公告における質問受付期間中に質問を行い、確認すべきもの」であることから疑義に該当しません。（要綱第9条(7)に該当）
入札の執行に関する検証結果	申立については、積算疑義申立の対象外であることから、申立てに基づく設計の修正は行いません。

上記のとおり報告する。

令和〇〇年〇月〇日

財政課長 様

●●課長

〇〇 〇〇

印

疑義申立事項確認の結果

令和〇年〇月〇日

入札日	令和〇年〇月〇日
工事番号	令和〇年度 〇〇 第〇号
工事名	□□□□工事
工事担当課	〇〇〇課

申立内容（要約）	例）舗装版切断に係る濁水処分費を処分費控除の対象外としていることについて
確認結果	例）共通仮設費、現場管理費の算定に、濁水処分費を処分費控除に含めず、積算を行っていたため、共通仮設費、現場管理費を過大に計上しています。なお、設計書で明記した内容と積算基準との乖離は「入札公告における質問受付期間中に質問を行い、確認すべきもの」であることから疑義に該当しません。（要綱第9条(7)に該当）

入札の執行に関する事項	入札は 有効 とします。 積算疑義申立の対象外であることから、申立てに基づく設計の修正は行いません。
-------------	---